

制定 16. 4. 1	改正 22. 4. 1	改正 30. 4. 1
改正 17. 4. 1	〃 22. 4. 1	〃 31. 4. 1
〃 18. 4. 1	〃 23. 4. 1	〃 R4. 4. 1
〃 19. 4. 1	〃 26. 4. 1	〃 R5. 4. 1
〃 20. 4. 1	〃 27. 4. 1	
〃 21. 4. 1	〃 29. 4. 1	

福島学院大学短期大学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は学則第 43 条の規定に基づき、保育学科、食物栄養学科、情報ビジネス学科における履修要件等について定めることを目的とする。

(履修届)

第2条 学生は学則第 31 条に定めるところに従い、学期ごとに履修する科目を選定し、教務課の指定する日までに履修届を提出するものとする。

(履修者の制限)

第3条 選択科目に関し、担当教員は学科長の承認を得て、受講定員を定め、もしくは履修者を制限することができる。

2 履修者の決定は、その趣旨による公正な方法によって担当教員が決定するところによる。

(履修科目の変更)

第4条 届け出た履修科目(学外実習科目を除く)の変更は、1 回目の授業が開始された日から 2 週間以内であれば履修変更届を教務課へ提出し、他の科目への変更を行うことができる。

(履修科目の放棄)

第5条 届け出た履修科目を学生が放棄する場合は、所定の放棄届を教務課へ提出するものとする。

2 履修の放棄は、当該授業を開始した日から 2 週間以内に届け出るものとし、その後は認めないものとする。ただし、学外実習の科目は実習実施期間の 2 週間以前に届け出るものとする。

(出欠確認および遅刻・早退の取扱い)

第6条 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30 分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30 分未満の遅刻・早退は 3 回で 1 回の欠席とする。

公共交通機関の遅延等による場合はその旨担当教員に申告し、教員が正当と認めれば、欠席扱いもしくは減点としない。

2 授業時の出席確認の際に不正行為(代返等)もしくはこれに準ずる行為が認められた場合には当該不正者の成績から 1 回につき 1 点を減点する。

3 授業科目について、必要な時数として定められた時数の 3 分の 1 を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」とする。

4 学外で行う演習、実習科目の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該実習機関の定めるところによるものとする。

5 学外実習科目および実習指導科目についての必要出席時数は本規程第 11 条第 1 項第 1 号および第 2 号の定めによるものとする。

(成績審査の方法)

第 7 条 学則第 41 条第 1 項第 2 号に定める本学の行う成績審査の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問及び小テスト・小論文等（以下試験等という）担当教員の定めるところによって行う。

(試験等の期間)

第 8 条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜に行うほか、学期途中および学期末に試験期間もしくは試験日を設けて行う。

(不正行為)

第 9 条 試験等において試験規程第 3 条に定める不正行為があったと認められた学生は当該試験科目の成績を零点とする。

2 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと、認められた学生は、学則第 53 条（懲戒）の規定に基づき教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

ただし、試験規程第 3 条第 1 項第 5 号に定める「本人に替わって受験を行った者およびそれを行わせた者」については一度であっても懲戒の対象とする。

(成績評価)

第 10 条 学生の成績の評価は学則第 41 条（成績評価および単位認定）に定めるところによる。

2 成績評価は試験等の総合評価とする。

3 D の評価および欠格は成績通知書に記載するが証明書には記載しない。

(単位認定時数の特例)

第 11 条 学則第 41 条第 1 項第 2 号の定める学外実習および実習指導科目等別に定める科目の必要な出席時数は次のとおりとする。

1. 学外実習科目の事前・事後指導については 5 分の 4 以上。

2. 学外実習については所定の全日数。ただし、実習中、病気、忌引等やむを得ない事情により欠席した場合で、実習期間の延長が可能な場合は当該欠席日数分を延長して補充することができる。

3. 海外実習または演習を行う場合は、当該実習または演習における所定の全プログラム。ただし、体調不良もしくは病気・怪我等で所定のプログラム（オプションプログラムを除く。）に参加できなかった場合は、1 プログラムごとに 5 点の減点として成績の評価を行う。

(追試験)

第 12 条 学生が次の事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかにその旨を教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験を事前もしくは

事後 1 週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気（医師の診断書）
2. 事故・災害（事故証明書、災害証明書）
3. 公共交通機関の遅延・運休（公共交通機関の遅延・運休証明書）
4. 忌引（2 親等までに限る。礼状または父母等の証明書）
5. 自宅または居所の緊急事態（父母等の証明書）
6. 就職試験等（受験先又はキャリア支援室長の証明書）
7. 結婚（本人又は 2 親等までに限る。案内状または父母等の証明書）
8. 本人の不注意と認められる場合。ただし、年度内 3 科目に限る。この場合、80 点を満点とし、追試験料 1 科目 5 千円を徴収する。

2 定期試験開始後 30 分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに教務課長（不在時は課員）にその状況を説明し確認を受け、1 週間以内に試験監督員ならびに教務課長の退出事由に関する証明書および原則として医師の診断書を添付のうえ教務課に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。

3 国民体育大会や海外遠征試合等の選手として、関係機関より参加要請があり、教授会の議を経て学長が参加を許可した場合は、教務課に追試験願を提出し追試験を受験することができる。

（再試験）

第 13 条 卒業学年に在籍し、第 14 条に定める再履修を行う者について、年度内の再履修が困難であり、卒業、もしくは免許状、資格取得に必須の科目が 2 科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができる。ただし、次の場合は受験することができない。

1. 試験等（当該科目以外を含む）において不正行為があったと認められる者
2. 当該科目の出席が不足し、欠格となった者
3. 当該科目の受講態度が芳しくないとは担当教員が判断した者
4. 再試験を受けても当該科目の総合評価で合格することが困難であると担当教員が判断した者

2 再試験において合格した者の点数は 70 点を上限とする。

3 再試験料として 1 科目につき 5 千円を徴収する。

（再履修）

第 14 条 成績評価の結果不合格と判定された者、履修を放棄した者、欠格となった者は、再履修願を教務課に提出し、次に掲げる方法の中から、担当教員と協議して教務課の指定するところの方法および期間（次年度となる場合を含む）により、再履修することができる。

（他学科および大学での科目履修）

第 15 条 学生が他の学科もしくは併設の大学で授業科目を履修することを希望する場合は、所定の履修願を提出し履修することができる。

この場合の履修単位は学則第 33 条に定める履修単位の上限に含むものとする。
(他大学等での科目履修)

第 16 条 学生が、他大学等の授業科目の履修を希望する場合は、学則第 55 条の定めるところにより、特別聴講学生として履修することができる。

2 前項の授業科目を履修する場合は、特別聴講願を提出し本学および履修科目開講大学等の許可を受けるものとする。

なお、本学と協定を締結する大学等の履修料は無料となる。

(実習の履修制限)

第 17 条 保育学科における教育実習、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲの履修については、次の要件のいずれかに該当する者は、学期の始めに履修手続が完了し、実習授業、基本実習、実習オリエンテーション等で既に履修の開始がなされていても、保育学科会議において審議の結果、不適格と判断された場合は履修を制限することがある。

1. 教育実習、保育実習Ⅰ

イ 実習を行う時点で、1 年次に履修した卒業、資格・免許状取得に必要な単位を取得していない者

ロ 基本実習が不合格の者（教育実習のみ）

ハ 事前事後指導において 5 分の 4 以上出席していない者

ニ 実習を完遂するのに支障があると判断された者

2. 保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ

イ 保育実習Ⅰにおける保育所実習もしくは児童福祉施設実習が不合格の者

ロ 保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲにおいて 5 分の 4 以上出席していない者

ハ 実習を完遂するのに支障があると判断された者

(履修制限の解除)

第 18 条 保育学科において前条第 1 項第 1 号、第 2 号の規定により履修制限をうけた者が、次に該当する場合は、当該実習科目の履修制限を解除することができる。

1. 前条第 1 項第 1 号の不適格要件がすべて解除されたとき。

2. 前条第 1 項第 2 号の不適格要件がすべて解除されたとき。

(同年度内の再実習制限)

第 19 条 保育学科における教育実習、保育実習Ⅰにかかる保育所実習および児童福祉施設実習、並びに保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲの各実習については各々 1 実習とし、次のいずれかに該当する場合、原則として当該年度の再実習を認めない。

1. 保育学科会議において、次に掲げる要件を審議の結果、不適格と判断された者

イ 教育実習にかかる事前事後指導、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲにおける出席状況

ロ 学習への意欲

ハ 学業成績等

2. 実習の評価で2実習以上の不合格がある者

3. 実習先へ実習に関する事項（評価を含む）について、学生もしくは家族等が直接実習先に照会を行ったとき

（改廃）

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

附 則

1. この規程は令和5年4月1日から施行する。

2. この規程の主管は教務課とする。